

(平成21年7月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年8月まで

私は、勤めを辞めた後国民年金の加入手続を行って、それからは夫と一緒に国民年金保険料を納付していた。しかし、私だけに未納期間があると言われ、仕方なく、保険料を再度納付した期間もある。

上記のとおり納付しているのに、私だけに未納期間があるとは思えないので、年金記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、一緒に納付していたとする申立人の夫は国民年金保険料を納付済みであり、かつ、申立期間の前後の期間は、申立人とその夫は、ほぼ同一日に保険料を納付していることが確認できる。

また、国民年金加入手続後については、申立期間以外に未納期間は無い。

さらに、「夫の分と一緒に二人分の国民年金保険料を納付していたが、私にだけに未納期間があると言われ、やむなく保険料を再度納付した。」との申立人の供述は、具体的であり信憑^{びよう}性があるとうかがえる上、申立期間は17か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで
申立期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。妻だけが納付済みであるのは納得できない。
申立期間が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間前の昭和36年4月から同年12月までの保険料は、夫婦共に同日に納付されていることが確認でき、申立人の妻は、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間について、住所の異動があった事実はなく、職業や経済的な環境に変化があった事情が認められないにもかかわらず、同市町村が保管する国民年金被保険者名簿に昭和37年1月1日付けで資格喪失した記録があり、40年ごろに申立人に別の国民年金手帳記号番号を払い出している同市町村の事務処理には不自然さがある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から同年5月1日まで

昭和37年3月19日にA事業所（現在は、C事業所）D工場に入社し、平成14年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。

就業期間中、転勤により6回異動している。一回目の転勤でD工場からB工場へ異動したが、その時の記録が昭和40年4月26日喪失、同年5月1日取得となり、空白期間が発生している。これは資格の喪失、取得時の記録誤りと考えられるので調査し年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、C事業所人事担当が提出した社内履歴情報及び申立人が所持しているC事業所に係る退職金計算書等から判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し（昭和40年4月26日にA事業所D工場からA事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B工場における申立人に係る昭和40年5月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年7月まで

平成9年に会社を退職した際に、A市町村役場へ出向き国民年金の加入手続をし、その後、次の会社で厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付してははずである。納付した額など具体的なことは覚えていないが、国民健康保険と国民年金が別であると分かっている上で、国民年金保険料として納付してははずであるので、未納となっている記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務していた事業所を退職した平成9年4月に、A市町村役場で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、A市町村役場では、同事業所での厚生年金保険加入に伴い昭和54年1月21日付で国民年金を資格喪失した被保険者名簿が残るほか、申立人に係る国民年金の加入記録は無く、申立期間は未加入と記録されている期間である。

また、申立人は、A市町村役場において国民年金と同時に国民健康保険の加入手続をしたと主張しているが、国民健康保険についても、申立期間に係る加入履歴は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期や納付場所、納付の際に使用した納付書の入手経緯や納付額など国民年金保険料の納付に関する記憶はあいまいである上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 15 日まで

申立期間に勤務したA事業所における年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録であるとの回答があった。しかし、当該事業所で、起重機船に乗務して主に機械操作の仕事をしていたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は起重機船に乗って仕事をしていたので、申立期間については厚生年金保険被保険者ではなく船員保険被保険者になると主張している。

しかしながら、起重機船等推進器を有していないB事業所の乗組員は、船員保険法第17条、船員法第1条、船舶法第1条及び船舶法施行細則第2条により、船員保険被保険者となることはできず、申立事業所においても、「申立期間当時の船員保険関係の資料を保存していないため、申立人が申立期間において船員保険被保険者であったか否かは不明であり、また、乗務員に対する船員保険への加入方針も明確なことは分からない。しかし、現在と同様、他の船舶に引っ張られて動く起重機船等の乗組員は船員保険の対象としていなかったと思う。」と供述している。

また、申立事業所において申立期間に起重機船で勤務していた申立人の上司一人と同僚二人は、「起重機船等の作業船は推進器が無いので、作業船で勤務していた者は船員保険被保険者ではなく厚生年金保険被保険者であり、作業船において勤務していた自分の年金記録は厚生年金保険となっている。」と供述し、このことは厚生年金保険被保険者記録で確認できる。

さらに、この上司は、「申立人が申立期間において起重機船で勤務していた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所の船員保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、同名簿における整理番号に欠番が見ら

れないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 1 月 23 日まで
社会保険庁の記録では A 事業所で勤務した期間のうち、平成 3 年 10 月 1 日から当該事業所を退職した 4 年 1 月 23 日までの期間の標準報酬月額が 17 万円となっているが、給与は毎月約 20 万円はあったと思う。
当該記録について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった申立人の申立期間に適用される健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及びそれに係る給与明細書により当該事業所は、申立人の標準報酬月額について適切な処理及び届出が行われていたことが確認できる。

また、当該事業所から提出のあった申立人の申立期間における給与明細書から申立人の申立期間における標準報酬月額に対応した保険料額が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年10月1日まで

厚生年金保険の期間照会の結果、昭和40年10月から41年9月までの期間は厚生年金保険に加入していないとの回答であった。私は、41年5月22日にA事業所の従業員として永年表彰を受けており、36年1月11日から41年12月31日まで継続してA事業所に勤めていたので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する労働者名簿、申立人から提出された永年勤続表彰状及び同僚の供述から、申立人が申立期間において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所が申立人の厚生年金保険被保険者資格を昭和40年10月1日に喪失させ、41年10月1日に再度取得させていることが、同事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されており、これらの記録は社会保険庁の記録と一致し、申立期間について、同事業所が申立人を厚生年金保険被保険者としていなかったことが確認できる。

また、同僚は、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明であると供述している上、当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主からも明確な回答を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に、昭和40年10月1日の厚生年金保険資格喪失に伴い、同年11月4日に健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、離職日は昭和40年9月30日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。